

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 2     | 個人住民税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢巾町は、個人住民税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

矢巾町長

## 公表日

平成27年4月1日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 個人住民税の賦課徴収に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例等に基づき、個人住民税の賦課徴収及び関連する調査を行う。</li><li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br/>①個人住民税賦課対象者の判定<br/>②課税資料(申告書等)の個人特定<br/>③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定<br/>④個人住民税額の算定<br/>⑤納税通知書による個人住民税額の通知<br/>⑥個人住民税に係る証明書の発行</li></ul> |
| ③システムの名称                 | 個人住民税システム 収納システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 個人住民税課税情報ファイル            |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第7号 別表第二の27の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 税務課  |
| ②所属長                     | 税務課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 矢巾町長   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 矢巾町総務課<br>〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地<br>TEL019-697-2111  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年1月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年1月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |